

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市職員共済会 四日市市総務部 人事課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査日 | 平成22年12月21日 |
| 4 監査日 | 平成23年 1月28日 |
| 5 監査対象年度 | 平成21年度 |
| 6 監査対象事項 | 出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。 また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|------------|--|
| 1 補助金の名称 | (1) 四日市市職員共済会運営補助金 (2) 四日市市職員共済会事業補助金 |
| 2 補助金交付額 | (1) 34,322,793円 (2) 6,459,900円 |
| 3 補助金の交付目的 | (1) 地方公務員法第42条の規定により四日市市職員の福利厚生の実を はかり、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。 (2) 職員の心身の健康の確保、勤労意欲及び勤務効率の向上を目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市職員共済会に対する補助金交付要綱 四日市市補助金等交付規則 |

5 補助金の概要

(1) 四日市市職員共済会運営補助金

交付申請（四日市市補助金等交付規則第3条）

ア 申請日 平成21年4月1日

イ 書類 補助金交付申請書

（添付書類：事業計画、予算書）

交付決定（四日市市補助金等交付規則第4条、第6条）

ア 決定日 平成21年4月1日

イ 書類 補助金等交付決定通知書

計画の変更（四日市市補助金等交付規則第11条）

ア 申請日 平成22年3月26日

イ 書類 補助事業等計画変更承認申請書

変更決定（四日市市補助金等交付規則第11条、第12条）

ア 決定日 平成22年3月26日

イ 書類 補助金等変更決定通知書

実績報告（四日市市補助金等交付規則第13条）

ア 提出日 平成22年3月31日

イ 書類 補助事業等実績報告書

（添付書類：決算書、事業実績書）

補助金交付（四日市市補助金等交付規則第15条）

ア 交付日 平成21年5月12日、平成21年11月5日、

平成22年5月28日

(2) 四日市市職員共済会事業補助金

交付申請（四日市市補助金等交付規則第3条）

ア 申請日 平成21年4月1日

イ 書類 補助金交付申請書

（添付書類：事業計画、予算書）

交付決定（四日市市補助金等交付規則第4条、第6条）

ア 決定日 平成21年4月1日

イ 書類 補助金等交付決定通知書

計画の変更（四日市市補助金等交付規則第11条）

ア 申請日 平成22年3月30日

イ 書類 補助事業等計画変更承認申請書

変更決定（四日市市補助金等交付規則第11条、第12条）

ア 決定日 平成22年3月30日

イ 書類 補助金等変更決定通知書

実績報告（四日市市補助金等交付規則第13条）

ア 提出日 平成22年3月31日

イ 書類 補助事業等実績報告書

（添付書類：決算書、事業実績表）

補助金交付（四日市市補助金等交付規則第15条）

ア 交付日 平成21年5月21日、平成22年5月24日

第3 監査の結果

四日市市職員共済会の出納及び出納に関連する事務並びに市所管課の団体に対する指導状況等について、監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市市職員共済会】

(1) 証拠書類の整備について

文化教養費・体育奨励費に係る領収書等の証拠書類において、領収者名の漏れているものや

領収内訳の記載のないものが見受けられたので、証拠書類の記載内容に不備がないか確認のうえ受領するよう注意すること。 【注意事項】

【総務部 人事課】

(1) 補助金の額の確定手続きについて

四日市市補助金等交付規則第15条では、「補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し交付する」と定められているが、運営補助金については額の確定手続きがなされないまま補助金が交付されていたので、今後は、額の確定手続きを行ったうえで補助金を交付するよう改めること。

【是正改善事項】

2 所 見

【四日市市職員共済会】

(1) 会計処理上の責任体制について

処務規程第3条に定める副会長の専決事項の一部について、処理件数が多いことから事務の効率化を図るため内部決裁により事務局長に事務委任しているが、会計処理上の責任体制を明確にするため処務規程の改正等整備を検討すること。 【検討事項】

(2) 内部事務の管理について

支出に係る証拠書類に記載漏れが認められるなど内部事務管理においてチェック体制が十分に機能していない部分が見受けられた。日常業務の管理体制を再検証し、基本的な事務処理手順や書類のチェックポイントを整理してマニュアル化するなど、内部事務管理の合規性、合理性、効率性の一層の徹底に努めること。 【努力要望事項】

【総務部 人事課】

(1) 事務コストの負担について

四日市市職員共済会の事務局は人事課にあるが、平成18年度から人事課では福利厚生業務の一部を外部委託化するにあたりそのうち四日市市職員共済会の業務分について市への負担額の見直しを図るなど、逐次事務コストの負担区分の明確化が図られてきている。引き続き事務に必要なコストを見極めて、市と四日市市職員共済会との適切なコストの負担区分の明確化を徹底するよう努めること。 【努力要望事項】